

# 都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業の 環境影響評価調査計画書の提出について（要約）

## 1. 事業者の名称及び所在地

### 1.1 事業者

名 称：東京地下鉄株式会社  
代表者：代表取締役社長 山村 明義  
所在地：東京都台東区東上野三丁目 19 番 6 号

### 1.2 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都  
代表者：東京都知事 小池 百合子  
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

## 2. 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業  
種 類：鉄道の建設

## 3. 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第8号線（有楽町線）として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約5.2km（内、トンネル建設区間約4.8km、豊洲駅改良区間約0.2km）の区間に都市高速鉄道を建設するものである。

事業計画の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
区 間	江東区豊洲三丁目から、江東区住吉二丁目まで
延 長	約5.2km（内、トンネル建設区間約4.8km、豊洲駅改良区間約0.2km）
単・複線の別	複線
軌 間	1,067mm
軌 条	60kg/m
車 両	10両編成（20m/両）
工事予定期間	約10年

#### 4. 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案から環境影響要因を抽出し、地域の概況において把握した環境の地域特性を勘案し、表2に示すとおり選定した。

選定した項目は、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財及び廃棄物の6項目である。

表2 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	区分	工事の 施工中	工事の 完了後	
	環境影響要因 予測する事項		建設 工事	鉄道の 走行
大気汚染				
悪臭				
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動	○		
	列車の走行に伴う鉄道振動		○	
水質汚濁				
土壌汚染	土壌汚染の拡散の可能性の有無	○		
地盤	開削工事及びシールド工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度	○		
	開削工事及びシールド工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	○		
	地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度			○
地形・地質				
水循環	開削工事及びシールド工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度	○		
	地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度			○
生物・生態系				
日影				
電波障害				
風環境				
景観				
史跡・文化財	対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷等の程度	○		
	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○		
自然との触れ合い活動の場				
廃棄物	建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法	○		
温室効果ガス				

注1) ○：予測及び評価を行う必要があると認められる環境影響評価の項目

注2) 予測する事項欄には、予測及び評価を行う予測事項を列挙して記載する。

## 5. 調査等の手法

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財及び廃棄物の6項目について、調査等の概要を表3(1)～(2)に示す。

表3(1) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測		評価方法	
			予測事項	予測方法		
騒音 振動	①騒音の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④地盤及び地形の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 騒音に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 <環境騒音> 「騒音に係る環境基準について」(環境庁)及び「JIS-Z-8731」に準拠した方法とする。	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音	建設作業騒音について、伝搬理論計算式により予測する。	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」等に基づき評価する。
	①振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④地盤及び地形の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 <鉄道振動> 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(環境庁)に準拠した方法とする。 <環境振動> 「JIS-Z-8735」に準拠した方法とする。	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動	建設作業振動について、伝搬理論計算式により予測する。	振動規制法に基づく「特定建設作業の規制に関する基準」等に基づき評価する。
			工事の完了後	列車の走行に伴う鉄道振動	鉄道振動について、「伝搬理論計算式、環境振動予測手法」(1997年、公益社団法人日本騒音制御工学会)等により予測する。	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(環境庁)に定める基準値に基づき、評価する。
土壌汚染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形・地質等の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 土壌汚染に係る過去及び最新の資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中	土壌汚染の拡散の可能性の有無	既存資料調査及び開削工事の範囲を基に、事業の実施が土壌に及ぼす影響を予測する。	「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」等に基づき評価する。

表3(2) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測		評価方法	
			予測事項	予測方法		
地盤	①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 地盤に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 地質調査及び地下水調査を行う。</li> </ul>	工事の施行中	開削工事及びシールド工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度	現況調査結果及び施工計画を基に、地盤の変形の範囲及び程度を定性的に予測する。	「地盤沈下又は地盤の変形による周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を基に評価する。
				開削工事及びシールド工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	現況調査結果及び施工計画を基に、地盤沈下の範囲及び程度を定性的に予測する。	
			工事の完了後	地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	現況調査結果及び事業計画を基に、地盤沈下の範囲及び程度を定性的に予測する。	
水循環	①地下水、湧水の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 水循環に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 地質調査及び地下水調査を行う。</li> </ul>	工事の施行中	開削工事及びシールド工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度	現況調査結果及び施工計画を基に、地下水の水位及び流況の変化の程度を定性的に予測する。	「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を基に評価する。
			工事の完了後	地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度	現況調査結果及び事業計画を基に、地下水の水位及び流況の変化の程度を定性的に予測する。	
史跡・文化財	①文化財の状況 ②法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 文化財に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 教育委員会へのヒアリング調査における指示の基に状況を把握する。</li> </ul>	工事の施行中	工事の施行中における文化財の改変の程度とする。	施工計画を基に、文化財の改変の程度を予測する。	「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「江東区文化財保護条例」に定める「現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること」を基に評価する。
廃棄物	①撤去建造物の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul>	工事の施行中	建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法	施工計画の内容等から推定する方法により予測する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、東京都廃棄物条例、「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都)等に定める事業者の責務を基に評価する。



